

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

考え方

人と人との接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える

期間

令和3年4月24日(土)から5月11日(火)まで

対策

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- 札幌市との不要不急の往来を控える

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。

- 札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える

【事業者の皆様への要請】

- 経済団体と連携し、テレワークや時差出勤などについてより一層の徹底を図る
(目標：6割の実施)
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する
- 大規模な集客施設においては、マスク着用や手指消毒の周知などの感染防止対策の徹底を図る

【学校への要請】(準備期間を踏まえ順次実施)

- 学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する
- 部活動について、学校が必要と判断する場合※を除き、原則休止を要請する
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合
- 大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する

【公共施設における取組】

- 道立・市立の公共施設の一部夜間休館や利用制限等を順次実施する

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

【飲食店等の皆様への要請】

■札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

区域

札幌市内全域

期間

令和3年4月27日(火)から5月11日(火)まで

対象施設

飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

- 酒類提供時間は、午前5時から午後8時まで
 - 営業時間は、午前5時から午後9時まで
 - 「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底
- ※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【支援金額】

- ◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 2万5千円～7万5千円
- ◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

■上記の期間において、道民及び道内に滞在している皆様においては、札幌市内における飲食店等を午後9時から翌午前5時まで利用しない